

協 定 書 （案）

※この協定書（案）は、提案内容により変更します。

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは広島市医師会運営・安芸市民病院（以下「病院」という。）に設置する売店の運営に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（許可）

第1条 発注者は、病院の患者、利用者、見舞い客及び職員等（以下「患者等」という。）に良質な商品等を適正な価格で提供するため、受注者の責任において売店を運営することを受注者に許可する。

（運営）

第2条 受注者は、売店の運営に当たっては、仕様書等（仕様書、提案書、プロポーザル説明書及びこれに対する質問回答書）の内容を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書等の内容と異なる売店の運営をしようとするときは、事前に文書をもって申請し、発注者の承認を得なければならない。

3 発注者は、売店の運営が仕様書等の内容と著しく相違すると認めた場合は、受注者に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

（物件）

第3条 発注者は、次の物件を受注者による売店の運営の用に供するものとする。

名 称	所在地	場 所	面 積
広島市医師会運営・安芸市民病院売店	広島市安芸区畑賀二丁目14番1号	新棟1階 (別図1)	41.2776 m ² (別図2)

（施設整備区分）

第4条 発注者及び受注者による売店の施設設備整備区分は、別紙1のとおりとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和13年3月31日までとする。

（営業開始日）

第6条 受注者は、令和8年11月2日から売店の営業を開始するものとする。

（営業日等）

第7条 売店の営業日は休診日（日曜日及び水曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日とし、営業時間は午前0時00分から午後0時00分まで【応募者提案時間】とする。

第8条 売店の運営に伴う発注者及び受注者の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 発注者の負担

ア 防災設備に係る保守・点検費用

イ 修繕費（受注者の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

(2) 受注者の負担

ア 人件費

- イ 備品費
- ウ 商品仕入費用及び材料費
- エ 通信運搬費
- オ 修繕費（発注者の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）
- カ 従業員の被服一切、清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物処理、害虫駆除、店舗内の消毒、その他保健衛生の維持に要する費用
- キ 光熱水費
- ク 消耗品費
- ケ 電話料
- コ 営業その他売店の管理運営に必要な費用

2 発注者・受注者いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する修繕に係る費用については、双方協議の上、定めるものとする。

（売上代金の帰属）

第9条 売店の運営による売上代金は、すべて受注者に帰属する。

（報告）

第10条 受注者は、その月の売上高について、翌月末日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を発注者に提出しなければならない。

（監督）

第11条 発注者は、受注者の商品及び附帯サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他売店運営業務全般にわたり受注者を監督し、また、必要がある場合は、従業員の交代及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

（行政財産の使用許可）

第12条 受注者は、毎年度、広島市財産規則第28条に定める「行政財産使用許可申請書」を提出すること。なお、行政財産使用料は免除する。

（行政財産使用料を除く使用料）

第13条 受注者は、前条に定める行政財産使用料とは別に、月額 円【応募者提案額】を発注者に納付するものとする。

（転貸等の禁止）

第14条 受注者は、物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、コンビニエンスストアの管理運営を第三者に行わせるときは、その者の商号、所在地、代表者氏名及び店舗責任者その他必要な事項を発注者に届け出るものとする。

【提案書において直営を提案した場合には、第1項のただし書き及び第2項は削除します。】

（許認可に必要な届出）

第15条 受注者は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。

（看板・装飾等）

第16条 受注者は、看板及び装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に発注者の承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

（取扱品目）

第17条 受注者は、売店において発注者が指定する医療用品及び衛生用品等（以下「医療用品

等」という。) (別紙2) を取り扱うものとする。また、発注者指定の医療用品等を取り扱うことができない場合は、代替品の取扱いについて発注者に承認を得なければならない。

2 受注者は、病院が公の医療施設であることを認識したうえで取扱品目に十分配慮することとし、酒類、タバコ及び青少年に有害な図書・ビデオ類は販売してはならない。

(附帯サービス)

第18条 受注者は、病院内デリバリー・コピー・ファックス・宅配取次ぎ等附帯サービスについて、発注者と協議のうえ、実施するものとする。

(取引)

第19条 受注者は、商品、材料等の仕入その他売店の運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(搬入出等)

第20条 受注者は、物品の搬入出、鍵錠の授受等については、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第21条 受注者は、善良なる管理者として売店の施設・設備を管理し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期するものとする。

2 受注者及びその従業員(これに準ずる者を含む。)の責に帰すべき事由により、病院の施設又は設備をき損又は滅失したときは、発注者の請求するところに従い、受注者は直ちにその損害を賠償するものとする。

(衛生)

第22条 受注者は、常に衛生に注意し、食品、環境衛生並びに従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

2 受注者は、受注者の商品の提供に起因して食中毒又は赤痢等の伝染病が発生し、患者等及び発注者に損害を与えたときは、誠意をもってその責に任ずるものとする。

(苦情等の処理)

第23条 受注者は、売店の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第24条 受注者は、従業員の接遇等の研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めなければならない。

(事故処理)

第25条 受注者及び従業員の事由により売店を営業できない場合は、受注者は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への飲食料及び商品の提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(協定の解除)

第26条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 商品の品質、店舗の衛生状態、サービスの不良又は経営の放漫等により、発注者が受注者の運営を不相当と認めたとき。

(2) 発注者が第12条に定める規定する行政財産の使用許可を取り消したとき。

(2) 受注者が第13条に定める使用料を発注者に支払わないとき。

(3) その他、受注者が本協定に違反したとき。

2 受注者は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠

償を発注者に請求することができない。

3 発注者及び受注者は、指定期間満了前に協定を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(原状回復)

第27条 本協定の期間満了又は解除する場合は、受注者は受注者の所有に属する物件を撤去し、速やかに原状回復すること。

2 前項の原状回復に伴う諸費用は、受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約による当事者間の紛争に係る管轄裁判所は、広島地方裁判所とする。

(その他)

第29条 本協定の各条項の解釈に疑義が生じ、本協定に定めのない事項に係る問題が発生し、又は著しい状況の変化のため、本協定により難い事情が発生したときは、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。

本協定の締結の証しとして、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井一實

受注者